

あるのですから特別手當を出しても
なか／＼動きません。

長山(國分) 調査員は若い人がよい
年をとるとどうも横着になつてなか
／＼動かないので私の方では報告期
限を早くしておいて毎日／＼小使を
歩かせ調査員とコン競べをさせてら
ます。

椎名(楡形) 私の方では遅い人の處
へは小使をやつて待たせておいて
つて來させるやうにしてゐます。持

長山(國分) この機會におきまして
私は最近異常の發達をとげました本
村の蔬菜園藝と統計の關係について
お話し上げたい、私の村では近年著
るしく蔬菜園藝が發達して年産莫大
な額に上つてをります、勿論促成が
大部分を占めてをりますが、その結
果昨年からは出荷組合が出来て組合が
優良種子を組合員に配付し組合員は
これによつて培養した品物を組合を
通じて賣出すことになりました、地

方の青物商等に直接販賣するものも
多少はありますが殆んど全部が組合
を経て販賣されてをります、それゆ
ゑ組合へ行けば栽培反別も收穫量も
何もかも詳細にわかるのです、例の
一寸ソラマメの如きも組合から直接
東京へ送つてゐるから凡てが組合で
わかる、かうした組合はわれ／＼の

統計調査員鼻高々

○昭和九年は本縣にとつてまことに
ゴ難な年であつた、降雹、旱害、暴
風また冷害といふのだから大抵あき
れる、そこで之が對策についてもま
たいろ／＼と方法等が講ぜられたが
茲に一つの面白いエピソードがある
○當時旱害の免租地を調査に土浦稅
務署の官吏が新治郡美並村へ出張に
及んだものだ、何しろ同村には四町
三反歩餘のヒドイ旱害地があるのだ
が役場や區長さんでは点々たる現地
が一向不明で字切圖をひろげてみた
ところと境界もわからない、されば
といつてそのまゝには勿論過ごされ

ためには非常な助けになるのであり
ます、將來大小麥の如きもかうした
販賣統制が行はれるやうになります
ればまことに結構なことゝ存じます
成瀬(縣屬) いろ／＼と有益なお話
を伺ひまして有難う御座います、本
日はこの程度に止めておきたいと思
ひます。

ない

○とつおいつ思案の末役場員のアマ
マに浮んだのが統計調査員だ、あの
人達なら平素ほんとうに田畑に親ん
でゐるから何とか方法もあらうと調
査員に相談を持ちかけると、調査員
諸君は待つてましたとばかり、忽ち
調査を完成してお目につけたから、
あまりの敏速さに役場員も稅務官吏
も且つ驚き且つ喜び稅務署からは山
口、古川、小野、飯塚の各調査員に
懇切な感謝状を送つて來たそうだ、
○それも調査員諸君が平素一筆毎に
苦心して實地調査をしてゐたればこ
その賜ものではあるまいか。



實務道場

統計調査の栞 [2]

統計が進歩し、統計が利用されること
よつてはしめて完全なる國策は生れる

學事年報製表方に就て

學事年報は教育行政上最も重要なも
ので其の正否は學事施設上に甚大な影
響を及ぼす事は何人も悉知する處であ
りまして、各市町村役場並學校共夫々
御配慮中の事とは御推察致し居ります
が毎年施行する集合査閱の結果を觀ま
するのに、中には調査材料の不完全な
ものを持參する方、又は縣より滯牒の

書類を持參しない方、折角製表を持參
しましても其内容全く滅茶苦茶で他町
村に迷惑を懸けるやうなものもあつた
のです、之は要するに法規の研究と調
査の時期並に不斷の書類の整理が不充
分に基因するものであると思ひます、
依つて調査に際しては基礎帳簿を完全
に整理し、規程を熟讀の上製表すると

共に尙左記事項を参考となし完全に製
表せられますやう希望いたします。

□ 一般の注意

- 一、調査を始める前に法規を良く研究
し調査の時期乃ち何月何日現在又は
何年度の調査と云ふ事に注意し、基
礎帳簿を完全にする
- 一、三月一日現在の調査に於て三月末
日限り廢止及廢校の場合は三月末日
の最終時迄存在して居るのですから
生徒のない場合でも年度内に入學退

學及卒業等がありますから教員と共に調査をなし又翌年度四月一日開校の豫定でも三月一日以前に其の設置の認可があり職員任命があれば之も調査をいたしません、教員は三月一日附を以て轉職又は退職された者は調査はせずに新任及休職の復職された者を調査するのであります。又休校中の學校は必ず忘れず調査して頂きたい。

一、教員とは法令により又は監督官廳の認可を受け定まれる其の學校の科目の全部若しくは一部を教授する者を言ひ、他より兼務の者とは他の官公職より兼務の者を言ひます、私人の業務より兼務する者は兼務者とせず専任者として調査します、囑託等の教員で辭令面は兼務の形式がなくなつても實際兼務者は之を兼務者として調査する事となつて居ります。

□取調條項甲款

は全部を免除したる者を掲ぐるので

(ホ) 最多最寡平均は授業料定額を納むる者の欄に掲げたるものゝ額でありまして一町村内一校の時は最多最寡平均共同様ですが一町村内に二校あり何れも定額なるも學區に依り其の定額を異にする時のみ最多最寡の相違を生じ又平均は定額を納むる者の月額總計と定額を納むる人員にて除したる數であります

(ヘ) 月額總計は定額を納むる者、増額の者、減額の者、一部免除の者の一ヶ月に納む金額です

(ト) 定額を納むる者の月額總計は定額の兒童のみの月額總計でありますから注意せられたい

一、教員住宅は住宅施設、住宅料支給住宅賃借料支給とに分ちて調査します
(イ) 住宅施設のもの住宅を建設しある市町村ならば三月一日に於て、之に居住する教員なき場合と雖も戸數

取調條項は市町村内學事施設の状況を記述するものでありまして文部省に於ても重視して居ります、然るに一部町村に於ては記述を省略したり、脱落したり甚しきに至りては記入せざる町村もあり、査閲の吏員に注意を受ける者もありますが爾後かゝる事なき様詳細記述せられたい

一、學齡兒童の就學猶豫免除の人員は處分濟の者のみを掲げなさい、尙貧困の爲には免除許可を受くるものは本縣ではありませんから此の欄へ掲載されるものは無いのです

一、教育品展覽會の回數、開會日數等記入洩れのない様にせられたい
一、教育會及教育に關する法人の記入洩れがない様にせられたい

□第一號學事報告

一、授業料の調査法は頗る複雑にして一々之を記述すれば甚だ浩瀚なものと なりますので簡単に記述する

尙兒童數は學籍に在る者にして年度内四月一日より三月一日に至る間全く出席せざる者を除き三月一日の現員を掲げなさい、但し補習科に在るものは計入しません、依つて第三號の一兒童數と一致するものです

(イ) 定額を納むる者とは其の學校に於て規程したる授業料の全部を納むる者を云ふのであります、但し制限内の徴收のみとする

(ロ) 増額の者とは其の學校に於て規程したるものでも制限外に徴收するもの及他町村より通學をなし自町村内兒童より多く徴收するもの(其の額が制限内にも)を掲げるのです

(ハ) 減額の者とは一家の兒童二人以上同時に小學校に就學し居る爲管理者に於て授業料額を減したる者を掲げるのです

(ニ) 一部免除者及全部免除者には貧困の爲授業料を納むること能はざる者に對し管理者に於て授業料の一部又は

は調査し、備考に其の旨記入すること、又住宅戸數は一人教員並其の家族を居住せしむべき設備を以て一戸とし、住宅居住の教員數は三月一日に於て現に居住する教員の數を掲ぐ可きものです、但教員住宅として建設したる建物にあらざるも、市町村に於て所有する建物に教員を居住せしむる向は住宅施設のものとして調査すべきであります、けれども其の建物他に主たる用途を具ふるもの及一時期に居住せしむるものは此の限に在らず

又教員住宅を學校宿直室に充てたるものは教員住宅として調査しない

(ク) 住宅料支給の欄は、之が支給をなす市町村は三月一日に於て教員欠員の場合と雖も調査し其の旨備考に附記すること、教員數は三月一日に於て支給を受けつゝある教員數を掲げなさい

(ハ) 住宅賃借料は教員に賃借料を支給

するもの及教員に住宅を供する家屋を借受け之に賃借料を支拂ふものを調査し三月一日現在に於て、教員缺員の場合でも支拂戸數は掲げ、居住の教員數欄には三月一日現在に於て支給を受けつゝある教員及市町村に於て賃借した住宅に居住する教員數を合算して掲げる事になつて居ります

(ニ) 市町村に於て住宅、住宅料、住宅賃借料の二欄以上に該當する場合は各欄に其の事實を掲げ尙市町村に於て民間又は他の團體等より無償で借受けた家屋を教員住宅として居る場合は住宅の欄に適當の符號を附け區別して掲げる事になつて居ります

一、青年團及少年團は總て獨立したる團體に就いて掲げ支部、聯合團、分團を除きます、正團員數は年齢別にして三月一日現在に於て調査する、少年團には男女合併の團體あるも主なる一方に掲げ其の旨記入しなさい、收入支出

は其の年度の總額を掲げるのです。

□第二學齡兒童

學齡兒童とは本籍と寄留との區別なく年度内三月一日の現住者の中で（居所寄留者をも含む）一年度内三月三十一日に於て満六歳一日より満十四歳迄の年齢に在る兒童を調査するのです

其の兒童を既に就學の始期に達したる者と未だ就學の始期に達せざる者とに區別し尙既に就學の始期に達した者を就學不就學に、更に不就學を就學猶豫、就學免除とに分ち調査するのです

尙調査表は各年度別になつて居りますが之は學齡簿を各年度別に一人つゝ調査の上記入するものですから調査前首先つて學齡簿を上述に依り整理の上着手して頂きたい更に内容につき調査事項を記述すれば

- 一、本年度使用の學齡簿は昭和二年度より昭和十年度迄であります
- 一、學齡簿年度別最上欄の年度は昭和二年度を記入するもので昭和二年度學齡簿中四月一日生の者のみを記入するのであります

一、最終の年度は昭和十年度の學齡簿を記入するもので四月一日生の者は除くのです尙之れは就學兒童にはあらず全部未だ就學の始期に達せざる者の欄に記入するのです

一、就學の欄は昭和二年度より昭和九年度迄の學齡簿について三月一日に於て尋常小學校の教科を修むる者及卒へたる者のみを各年度別に學齡簿を計算の上記入するのです

但し不就學に掲げる一ケ年未滿居所不明者全欠席長期欠席は除きます

尙朝鮮人は△印臺灣人は※印尋常小學校第五學年修了後中學校に入學した者は中學一年生のみ×印を附し區別して外書するのです

師範學校、盲聾啞學校に於て修むる者を調査洩れの町村がありますが學齡兒童は本籍と寄留とを問はず戸籍法及寄留法に依り公簿に明載されてを町村に於て調査すべきものですから調査洩れない様にかされたい

一、就學猶豫の處分濟の者は市町村長に於て認可したる者他は處分未了の欄に記入

年度の學齡簿兒童を掲げる但四月一日生の者は除くに付注意されたい

一、年度内に於て小學校令施行規則第八十一條第三項第三號に依り學齡簿を抹消したる者とは一年以上居所不明にして學齡簿を抹消されたる者を掲ぐるのです、依て前年度學年報學齡兒童表の一ケ年未滿居所不明の者の掲載數より多き筈はないのです

一、學齡兒童中、盲聾啞者を學校に於て修業せざる者及修業する者に記入する事になつて居るが之は上欄の再掲で最も必要な事項に付記入洩れない様に充分注意せられたい

□第三號ノ一

市町村立私立小學校表

本表の調査は別紙符表さへ完全に出来れば大した事はありません、注意事項を左に箇條書にいたします

一、學校は三月一日現在の數を記入すればよい、分教場の教科の一部を教授するもの又は全部を教授するもの

は年々其の記載を違ふものもあるも本縣に於ては高等科の分教場を置く學校がありませんから尋常科第一學年より第六學年迄置く學校を、全部を教授する欄に掲げ第一學年より第三學年又は第四五學年迄置く學校を一部を教授するものゝ欄に記入された

一、學級は年度内三月一日現在を尋常科高等科別に記入されたい、尙二部教授をする學校は其の前後の學級を合算して掲ぐべきものです

一、教員も三月一日の現員を掲げ休職者及短期現役兵服役中の者は除くのです、尙尋常科高等科の勤務別に分つても何れも受持教科により區別し、

兩教科に涉るものは教授時數の多き方に、同じき時は高等の方に掲げるのです、尙兼務者は朱書し、本科、専科、准教員、代用教員別は採用當時の辭令と對照し誤らざる様願ひたい

する、一ケ年未滿居所不明者は猶豫の欄に記入し尙本年度全欠席及長期欠席者も就學の欄に記入せず不就學として調査するのです。長期欠席とは欠席長期に涉り就學の効果なしと認めたる者のみを掲ぐるものですから欠席長期に涉つても就學の効果あり、進級した者は本欄に記入せず就學として取扱ふものであります

一、就學免除の處分濟の者は知事の認可を受けたる者を記入し、處分未了の者は知事の認可未了にして就學不可能なる者のみを掲げるのです、尙從來の例を見ますに貧困の爲免除したる者あるも縣としてはかゝる取扱はしませんから留意されたい

一、以上の猶豫免除中特に注意されたい事は第何學年別であります、此の學年は兒童の事故發生當時（即ち現在其の兒童の學年）を記入するのであります、尙發生當該年一ケ年間のみ掲げ他は記入しない町村がありますが、之は學齡年度間毎年記入する者に付調査洩れない様に願ひたい

一、未だ就學の始期に達しない者は昭和十

一、兒童は學籍簿に依り調査し學年別に掲げるのです、但し全欠席は之を除く、全欠席は學齡兒童表の不就學に記載されたる者であります、尙外國人の兒童を有する學校は兒童數、入學者數及卒業者數の欄に其の國籍を附け區別して掲げるのであります

一、入學者は年度内に初めて第一學年に入學した者の總數を掲げるのです學校より見て初めて第一學年に入學して來ても此の兒童が他の學校より轉學の場合は掲げてはいけません、併し家庭其の他に於て尋常小學校の教科を修めつゝある者が中途第一學年に入學した時は之を轉學とせず第一學年入學として調査するのです

一、入學者は市町村役場より報告した前年度の學齡兒童表未だ就學の始期に達しない者の數と大差があつてはいけないのです

一、尋常高等小學校で尋常科を卒業し其の學校の高等科に進入した者は尙

高等科の入學者欄にも之を掲げるの
です

一、卒業者は年度内に卒業した者の總
數です、故に三月一日現在の尋常科
第六學年及高等科第二學年又は第三
學年の男女兒童と大抵同數又は少な
いのを普通とするも三月一日以後の
轉入學者あるときは其の數だけ違つ
てくる筈です、かういふ時は其の事
由即ち前の學校名と轉入學の年月日
を備考に明記されたい

一、日々出席及缺席兒童平均數は年度
内の日々の出席又は缺席兒童を通算
し年度内の總數授業日數を以て割つ
た數を單位の下三位迄求めて掲げ、
年度内に於て全く出席しなかつた者
は除いて計算するのです
總教授日數とは小學校令第十九條及
第二十條に依る教科目を教授した日
の總數です

日々出席及缺席兒童平均數の和は總
兒童數の和と餘り違はないのを普通

は免除として取扱をなしたる者を掲ぐる
のです

一、全欠席には本年度始(四月一日)より三
月一日に至る迄一日も出席しない兒童中
本年新に生じたる者のみを記入するので
あります

一、再入には一度入學せし兒童の其の後退
學し前年三月二日より本年三月一日迄の
間に於て就學猶豫免除及全欠席の事故止
みとなり再び就學又は出席せる兒童數を
掲げるのです

一、家庭教育を受ける認可兒童等は各該當
欄に※印を附し記入のこと

一、原級留置者は各學年別に差引兒童欄に
朱書を以て外書すること

一、差引兒童數は本年度報告の第三號表の
一の兒童と一致するものです

以上述べたる如くにして前年度全兒童數第
一學年は其の後二十五日間に於て第二學年と
なるものにつき此處の差引兒童數欄では既
に第二學年に進級して居り前年三月二日よ
り本年三月一日迄の異動も上欄第一學年は
殆んど第二學年の異動を示すのです然し
前年三月二日より本年三月一日迄ですから

とする、但し轉出兒童多きときは總
兒童數の方が少く、轉入兒童多きと
きは兒童數が多くなるを普通とする
も學校に依つて大きな違ひがあつた
り百分比で計算したり、出席兒童の
み計算し全兒童より引いたりする學
校も認められず、注意されたい
一、加設科目は現在尋常科は手工、高
等科は英語で高等科の農業、工業、
商業、水産、家事、裁縫は實業科目
にして加設科目ではありません、但
し之以外に加設科目として許可され
たものは記入報告を要するのであり
ます

尋常小學校表符表第一

本表は前年三月二日より本年三月一日迄
の間に於て兒童が如何に異動したかを一覽
にしたもので、學校の學籍簿及出席簿が完
全に整理してありまれば自然と出來得るも
のです

調査要項を示しませう

一、前年度全兒童數は前年報告せし學事年

學年末調査表の第二學年とは少しく一致
しません即ち第一學年時代の三分分と本年
第二學年の三分分とを加除したる數です以
上各學年共調査方法又同じ

符表第二

本表は學校在學兒童と學齡兒童の尋常小
學校の教科を修むる者との關係を一覽表に
作成したもので、役場と學校との整理が完全
でありますれば簡單に出來るのです

一、本年度全兒童數(符表第一差引兒童數
三月一日現在)は其の儘移記するのです
第三號の一兒童數と同じです

一、在學中の學齡滿期者は學校に在籍兒童
にして調査當時に於て出席し居る者を掲
げなさい

一、長期欠席者は學齡兒童表の不就學の全
欠席及長期欠席欄に掲載せし者を記載す
る

一、受託兒童は他町村より通學し町村内に
寄留手續をなさざる者のみを掲げなさい
一、委託兒童は町村内より他の町村へ通學
し居る者にして他の町村へ寄留せざる者
のみを掲げるのです

報第三號表の一にある兒童數を其の儘記
入すべきものです

一、入學者は本年度内に初めて第一學年に
入學した數乃ち第三號表の一にある入學
者數であります

一、轉入は前年三月二日より本年三月一日
迄の間に他の學校へ轉校した兒童を掲げ
るのです

一、死亡は前年三月二日より本年三月一日
迄の間に死亡した者を掲げます

一、前年度卒業者は前年三月中(二十五日)
に卒業した兒童を本年三月三十一日に學
齡中の者と學齡滿期の者とに區別して掲げ
る依つて第二號學齡兒童表昭和三年度の
尋常小學校の教科を卒へたる者と本表の
學齡中の者は一致するを普通としますも
し一致しない場合は其の事由を備考に附
記しなさい

一、退學者は前年三月二日より本年三月一
日迄の間に於て學齡滿期となり退學せし
もの及疾病又は居所不明の爲就學猶豫又

以上符表第二に於て特に注意すべきは委託
兒童、受託兒童の關係町村と相互聯絡をと
り、學齡簿と學籍簿とを對照し遺漏なきを
期すること及符表第一の全欠席と符表第二
の長期欠席とを加へたる數は學齡兒童表不
就學の全欠席及長期欠席の數より同數又は
少きを普通とします、之は符表第一に於け
る全欠席は本年新に生じたる兒童のみを掲
載するからです

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

一、差引兒童は學齡兒童表の就學欄尋常小
學校の教科を修むる者と一致するもので
す、もし一致しない時は其の事由を詳細
備考に記述しなさい

第三號ノ二

市町村立私立小學校表

本表の學校學級兒童は三月一日現在

にして第三號表の一、市町村立私立小學校表の數と必ず一致するので、尙學級は少なき數より順次記入するものとす

記載例を示します

- 一、尋常小學校にありては第三號表の一に學校一、學級數六、兒童數三〇〇とある場合には六學級の尋常小學校欄に墨書を以て學校一學級六、兒童三〇〇と記入しなさい、尋常高等小學校にありては第三號の一に學校一學級數尋常科六、高等科二、兒童數尋常科三〇〇、高等科四〇〇といふ場合には本表は朱書を以て六學級の尋常小學校欄に學校一學級六兒童三〇〇と二學級の高等小學校欄に學校一、學級二、兒童四〇と記入し墨書を以て八學級の尋常高等小學校欄に學校一、學級八、兒童三四〇と記入すべきものです、尙分教場のある學校は本校と各分教場毎に別に記入するものです

以上勤續する者に加給せられた加俸を云ふのです

以上の内特に注意を要するは年功加俸を受け尙特別加俸を受ける者は年功加俸は墨書し特別加俸は朱書すべきことであります

- 一、正教員在職年數は恩給法に準して掲げて下さい、但學校長、教授、助教、教諭、助教諭、訓導、幼稚園長、保姆以外の公務員の在職年數は之を除算するのです、尙本科正教員の内本縣内に五年以上勤務する者は上欄總計より五年未滿の者を引きたると同數又は少きを普通とし専科正教員又は准教員の職に在りたる年數を加算せば勤續五年以上に達する者を記入洩れなき様注意されたい
- 一、學事研究並視察に關する旅行調は各學校共調査充分と云ふを得ません、調査に對し注意せられたり記載例を示せば

(イ)一人にして縣管内に出張し日數一

但し一學級の兒童數は尋常科八十人高等科七十人の人員を超過することが出来ません

□第四號市町村立小學校教員表

- 一、市町村立小學校教員俸給別表は三月一日現在に於ける教員にして休職者、短期現役兵服役中の者兼務の者を除き、尋常小學校の教授に従事する者、高等小學校の教授に従事する者の別及各勤務資格別は第三號表の一、教員の記載方と同じであります金額は低き方より順次高き方に掲げ奏任官の待遇を受ける者は※印を附して記入します、尙尋常小學校の教授に従事する者の欄には本科正教員男十圓、女八圓以下、高等小學校の教授に従事する者の欄には本科正教員男十二圓、女十圓以下の者なき様注意せられたり
- 一、教員年功加俸は三月一日現在に於

日を要し町村より旅費十圓を受けて歸校し更に數月を隔て縣管内に三日出張し町村より旅費二十圓の支給を受けたるとせば縣管内に人員一人日數四日旅費町村費三十圓と記入するのです

(ロ)一人にして縣管外に日數一日旅費町村より十圓の支給を受け更に縣管外のみに出張したる者は縣管外の欄に記入するのです

(ハ)一人にして縣管内に日數二日を出張し旅費十圓を受け歸校し、更に數月を置き日數三日を要し縣管外に出張し旅費町村より二十圓教育會より五圓を受けたる者は縣管外縣管内欄に人員一人、日數五日、旅費町村費三十圓、教育會五圓と記入するのです

(ニ)縣管内縣管外支那又は朝鮮に出張したる場合は便宜下の空欄に記入することになつてゐます。

て現に支給を受けつゝある教員の一ケ年の額を掲げるのであります

(イ)年功加俸は加俸令第三條及第二項の支給を受ける人員と其の總金額を各勤務資格別に計算記入すればよろしいです

(ロ)特別加俸は加俸令第七條に依る加俸にして其の第七條第一項及第四項とは本科正教員にして單級學校に勤務する者に支給されるもの、第七條第二項及第四項とは本科正教員にして多級學校に勤務する者、即ち第一學年より第四學年、第五學年又は第六學年に至る兒童を以て編制したる學級を擔任する者に支給されるもの第七條第三項及第四項とは僻陬地の市町村立小學校に勤務する本科正教員又は専科正教員、准教員に支給する加俸を云ふのです、但し前二項に依り特別加俸を受ける者は此の限りでない、尙第四項とは同一府縣内に於て僻陬地の市町村立小學校に五年

□第五公立私立幼稚園表

一、幼稚園名稱は三月一日に於ける名稱を省略せず記入すること

一、保育年限は年度内三月一日に於ける年限を記入のこと

一、組は年度内三月一日に於ける組數を記入すること

一、保姆は年度内三月一日に於ける現員にして幼稚園令に依る保姆免許狀を有する者を有資格欄に其の他の保姆は無資格の欄に、尙他の職を兼ねず又は他の職より兼ねざる者は「其一」の欄に他の職を兼ねる者は「其二」の欄に各墨書し、其の幼稚園の職員若は他の職より兼ねる者は「其二」の欄に朱書すること但し休職者は除くこと

尙保姆心得は適當の符合を附し區別して掲ぐること

一、幼児は年度内三月一日に於ける現員を掲ぐること

一、入園者は年度内に入園せし者の數を掲ぐるごと

一、保育滿期者は年度内に保育滿期となり

たる者の数を掲ぐること
一、退園者は年度内に退園せし者の数を掲ぐること

一、公立幼稚園長保母在職年数別は兼任者及保母心得は記入しません。調査方法は第四號表正教員在職年数別と同じであります

一、學事研究視察に關する旅行調は第四號に説明せし通り調査のこと
一、保母俸給は兼任者は調査の必要がありません。保母心得は適宜の符合を付し區別して記入し備考に説明せられたい尙俸給額は三月一日現在の支給月俸額を十二倍した一年間の年額を記入しなさい

□第六號ノ一公立私立 實業補習學校表

本表は補習學校令に依り設立した學校を名稱の如何により各實業學科別に調査報告するのです。例へば公民學校又は日立工業專修學校の如し

尙實業科目は年々變更するものであります。變更の時は認可年月日を備考に記載しなさい

- (イ) 退學者は二つに分れるも上の前年三月二日より全年三月末日迄の退學者は前年報告の異動表下欄外に記入しあるものを記入するのです。尙前年四月一日より本年三月一日迄の欄は其の期間中に退學せしものを掲ぐること
- (ロ) 差引生徒数は本年度の生徒數(三月一日現在)を其の儘記入するのです
- (チ) 三月一日以後の異動は欄外下に記入すること

□第六號ノ二公立私立 實業補習學校教員表

一、教員資格調は専任者兼任者とも調査します。尙兼務者は朱書き、助教諭は×印、教諭心得は△印、助教諭心得は※印、講師は○印を附すことになつてゐます

(イ) 各該當項目別に示しませう
一、規程第一條該當者とは學位を有する者、大學を卒業したる者、大學に於て試験に合格し學士と稱することを得る者、又は官立學校の卒業者に

一、學校は設立認可の學則により各一校として掲ぐること例へば一學則中に通年制と季節制とあつた場合又は男子部女子部とあつた場合も一校として掲ぐるのです
一、學級は年度内三月一日現在の學級を掲ぐること

一、教員は三月一日に於ける現員にして公立、私立實業學校教員資格に關する規程第一條及第二條ノ二に該當者並に大正九年文部省令第三十四號附則第二項及第三項、大正十一年文部省令第五號附則第二項に依り資格を有する者は有資格の欄に其他の教員は無資格の欄に掲ぐること尙教員中其の學校職員若は他より兼ねる者あるときは朱書きすること
尙囑託講師は※印を附し區別して掲ぐること

一、生徒は年度内三月一日の人員を掲ぐること
一、入學者は年度内に入學したる者の数を掲ぐること。但し第二學年以上に入學した者は※印を附すること

一、卒業者は年度内に卒業したる者の数を掲ぐること。依つて三月一日の生徒數と

して學士と稱することを得る者、文部大臣の指定したる者、教員免許令に依り教員免許狀を有する者を掲ぐるのであります

(ロ) 規程第二條第一號該當者とは實業補習學校教員養成所卒業者を掲ぐること(本縣立の學校にては茨城縣立實業補習學校教員養成所卒業)

(ハ) 規程第二條第二號該當者とは小學校本科正教員又は小學校專科正教員の免許狀を有する者を掲ぐること

(ニ) 規程第二條第三號該當者とは實業補習學校教員資格に關する文部大臣の指定したる者を掲ぐること(本縣立の學校にては茨城縣立水戸農學校農業教員養成所卒業)

(ホ) 規程第二條ノ二該當者とは實業に關する特別の知識經驗を有する者にして地方長官の認可を受け實業補習學校の教員となりし者を掲ぐること
(ハ) 其の他の欄には前各號に該當せざる有資格教員を掲げるのです

同數又は少きを普通とするも多きときは其の事由を備考に詳細説明すること
一、退學者は年度内の退學者を掲げること
即ち異動表の前年四月一日より本年三月一日迄の退學者に欄外下にある退學者とを合したるものと一致す

一、課程別表は學則認可により記入すべきものにつき年々異動するものであります。もし前年と相違の際は其の學則變更年月日を備考に記載しなさい

(イ) 生徒異動表を左に説明しませう
生徒數は前年報告の生徒數を其の儘記入すること

(ロ) 入學者は前年三月二日より本年三月一日迄の間に於ける入學者(本年度報告の入學)を記入すること

(ハ) 轉入者は前年三月二日より本年三月一日迄の間に於て他の學校より轉學せし者を掲ぐること

(ニ) 轉出は前年三月二日より本年三月一日迄の間に於て他の學校へ轉學せし者を掲ぐること

(ホ) 前年度卒業者は前年報告せし卒業者を其の儘記入すること

以上の外校長は教員ではありませんから本調査には該當しません、但校長兼教諭の者は兼務者として教諭のみ掲ぐること

一、公立學校長及教員俸給は兼務者は調査しないこと、俸給額は年額とし月俸の者は三月一日に支給を受くる月俸を十二倍して掲げ低額より順次高額に記入するのです
尙囑託講師は専任者とは雖も調査の必要ありません

一、公立學校長教員在職年數は専任者のみの調査にして調査方法は第四號の正教員在職年數別と同じ
一、公立學校學事研究並に視察に關する旅行は兼任者と雖も調査する、調査方法は第四號學事研究並に視察に關する旅行と同じです

一、公立學校年功加俸は三月一日現在に於ける人員を調査し、金額は三月一日に於ける一年の額を記入するのです。

第七號公立私立

青年訓練所

- 一、訓練所は三月一日現在により調査し設立區別は認可による規程と對照し年々其の區別を異にしない様されたい、もし前年と相違の時は其の變更年月日を備考に附記せられたい
- 一、主事は三月一日現在に依り調査し小學校長より兼務か否か、補習學校長より兼務か否か辭令面と對照記入されたい
- 一、指導員は三月一日現在により調査し辭令面により小學校教員補習學校教員在郷軍人の別を誤らざる様せられたい
- 一、生徒は年度内三月一日の生徒數を掲ぐる
- 一、年度内入所者の第一年度の始に入所したる者とは年度始(四月一日)に第一學年に入所したる者を掲げ、他は其の他の者の欄に掲ぐるのです、

依つて異動表前年四月一日より本年三月一日迄の數に欄外の入所者を加へたる者と一致するのです

- 一、年度内修了者は年度内に修了したる者の數を掲げること、依つて異動表修了者の前年四月一日より本年三月一日迄の數に欄外修了者を加へたる數と一致するわけです
 - 一、年度内退所者は年度内に退所したる數を掲げる、依つて異動表退所者前年四月一日より本年三月一日迄の數に欄外退所者を加へたる數と一致するのです
- 次に異動表を説明します
- 一、生徒數は前年報告の生徒數を其の儘移記するのであります
 - 一、入所者退所者修了者轉出、轉入死亡の上欄前年三月二日より前年三月三十一日迄の異動は前年報告の欄外に掲記したる數を其の儘移記すればよいのです、下欄の前年四月一日より本年三月一日迄の異動と欄外に記

入されたる異動とを加ふるときは本年度内の全異動數となるのであります

一、差引生徒數は本年三月一日現在にして本表の生徒と同一であります。

第八號公立私立

圖書館表

本表は年度内三月一日現在に依り公立私立別に且各館毎に區別して掲げ、學校等に附屬すると雖も其の圖書を公衆の閱覽に供するものは適宜の符號を付し區別して掲げるのであります

巡回文庫の如く一定の場所に閱覽室を有せざるものは主たる事務所の所在地と位置の欄に掲ぐべきものです

一、圖書冊數は公衆の閱覽に供すべき圖書を、和漢書洋書別に三月一日の現在數を掲げるのです、和漢書洋書の別は主として和漢文にて記述したる書籍は其の出版所の内外國たるを問はず和漢書とし、主として歐文に

て記述したる書籍は其の出版所の内外國たるを問はず洋書とします、又

- 一、開館日數は年度内に於ける開館日數を記入すること
- 一、閱覽人員は年度内に來館閱覽人員を掲げること
- 又巡回文庫の閱覽人員は適當の符號を附し區別して記載されたい。

第九號其ノ他ノ

公立私立各種學校表

本表は年度内三月一日現在に於ける學校に付各學校毎に小學校、中學校、高等女學校、實業學校等に類する、學校別に掲ぐる

- 一、名稱は省略せず認可學校名稱を記入すること
- 一、學科は三月一日現在に授くる所の學科目を列記し、五科目以上を授くるものは

主なるもの五科目を列記し外幾科目とする

- 一、修業年限は本科専科速成科研究科を置く學校は各教科別に記入のこと
- 以上の外學級生徒、生徒定員、入學者、卒業者等も各教科別に記入するのです
- 一、學級は年度内三月一日現在に依り記入すること
- 一、教員は年度内三月一日の現員を掲ぐ但し公立學校に在りては休職者は計入せず兼務者は朱書すること
- 一、生徒は年度内三月一日の現在數を掲ぐる
- 一、生徒定員は年度内三月一日現在の定員を掲ぐる
- 一、學則と對照して下さい
- 一、入學者は年度内に第一學年を入學したる者の數を掲ぐる
- 一、卒業者は年度内に卒業したる者の數を掲ぐる
- 一、授業始終時は各學校各教科別に記入すること
- 一、生徒増減は各學校別に記載すること
- 一、各學校共學則二部を毎年提出すること

第十號學校衛生職員表

本表は公立私立共各小學校補習學校、幼稚園、青年訓練所各種學校毎に一學校一表つゝ學校醫學校齒科醫學校看護婦別に作製するのであります

- 一、學校醫表は
 - (イ) 學校名稱は省略せず記載し設立區別も公立私立と記入するのです
 - (ロ) 學校所在地は郡町村迄記入のこと
 - (ハ) 學校醫氏名は誤記なき様注意されたい
 - (ニ) 擔任生徒數は其の一學校の生徒數を記入すること但し二人以上の時は生徒數を學校醫數にて除したる數を掲ぐる
 - (ホ) 手當年額は一ケ年度の額を掲げなさい但し日當を給する者あるときは年度内の出勤日數を概定し之に日當額を乗じ得たる金額を掲上すること、手當又は日當を給せざる者あるときは其の旨記載すること
 - (ヘ) 視察回数年度内に於ける視察の回数
 - (ト) 資格の欄には各該當項の括弧の内に○印を付すること
- 一、學校齒科醫及學校看護婦票の調査方は學校醫と同じであります。(以上)

農林統計

□工藝農産物其ノ一

(市町村報告期三月末日)

権(コウツ)、三極(ミツマタ)は製紙原料として重要なもので作付段別は所謂楮畑、三極畑は勿論畑の境又は畦畔土手、山林内等に點々として作付しあるものも收穫の目的で栽培したものであれば其の畝數、株數等に依り見積りて收穫の有無に拘らず其の段別を調査するのであります。

收穫數量は前年三月より其の年二月迄のを調査するもので採取して皮を採り乾燥したものを貫を以て表示するのであります。收穫しても其の年に乾燥しなかつたもの、收穫後他の市町村で乾燥するものもあることと思はれます。が此等は總て收穫した年に收穫した市町村で乾燥數量に見積つて調査報告するのであります。

役所、役場では此の報告を極めて短かい期間に取纏め五月二十三日迄に縣へ書類が到達する様報告するのであります。から提出期限の勵行につきては特に御注意を願ひたいのです。若し一人でも調査員の提出が遅れますと町村の報告が遅れ延いては縣の報告も遅れると云ふ事になつて大なる支障を來すばかりでなく統計の價値を損する事になります。是非共前以てその手配を準備をして置く事が最も肝要であらうと思ひます。

市町村報告で前年收穫高欄には前年の實收高を記載すべき筈なのに前年の豫想收穫高を誤載する向があります。尙備考欄には前年に對する増減の事由は勿論其の他所定の事項は必ず説明する事になつてゐますが、甚だ簡單で要領を得ないもの又は記載のないものがあります。からこの点御注意の上詳細に記載を願ひます。若し電報を以て速報せらるゝ向は昭和二年十一月本縣訓令

□春蠶豫想掃立數量

(市町村報告期五月五日)

本表は四月末日現在で春蠶調査方法に據つて飼育者毎戸に就いて蠶種掃立數量を調査して春蠶原簿を作製し此の原簿を基礎として所定の報告表を作成の上指定の期日迄に役場に提出するのであります。が期日が迫つて居りますから報告期限の勵行につき特に御注意を願ひます。表中前年掃立數量と云ふ欄は前年に於ける實際の掃立數量を計上するのですが前年の豫想掃立數量を誤つて記入する向があります。是亦注意すべきであります。尙掃立時期の初めとは概して掃立を始める時期で最盛とは大部分掃立を行ふ時期、終りとは概して掃立の終る時期を謂ふのであります。それから備考の欄で前年に對しての増減事由を説明がないものが間々あります。から必ず説明せられたいのであります。

□麥豫想收穫高

(市町村報告期五月二十三日限)

麥豫想收穫高は、五月二十日現在で調査するのであります。から統計調査員は此の期日以前に於て豫め實際の作付反別を細則の示す處の農産物調査方法に依つて一筆毎に實地踏査を終らねばなりません。そして作付反別調査票の整理集計を了したならば市町村長の定めたる報告期限迄に春季調査表と共に當該役所、役場へ提出するのであります。前に申上げた通り豫想收穫高は二十日現在の狀況を調査するのであります。から各調査員は擔當調査區内の實際の狀況を巡回し且精農家及農會技術員等數名の意見を徵し田畑各別の上、中下作柄毎に一反歩當の豫想收穫高を決定して作付反別から無收穫見込反別を控除した各該當の反別に乘じて受持區内全体の豫想收穫高を決定し出來得る限り速に役所、役場へ提出せねばなりません。

甲第三九號別冊「茨城縣電信用語符號表」に依りますと略號電報は相當長文でも經費節約が出來ます。但し種類別には略號がありませんから便宜大麥は「オ」稗麥は「ハ」小麥は「コ」の如く省略して各種類の數量を誤なく記載して發信する事は差支がありません。

□ナタネ作付段別竝作柄

(市町村報告期五月二十三日)

ナタネは我國の貿易品として將來益々重要な地位を占むるものであります。ので規程に依らず通牒、昭和六年五月四日統收第一九號)を以て昭和六年から報告することとなつたもので作付段別と前年作柄に對する其の年作柄の割合とを調査するのであります。

特に注意を要するのは前年作柄に對する其の年作柄の割合で、前年が不作の時でも豊作の時でも前年を一〇〇とし其の年の割合を前年に比較して五割増收の時は一五〇とか或は二割減收の

時は八〇とか記入するのであります。それで前年が不作の時はその年の作柄が普通であつても一五〇とか二〇〇となる場合があり前年非常な豊作の時には普通の作柄でも八〇となる様な場合があるのですが町村の報告は平年を一〇〇として其の年の割合を決める様なのがある様に認められます。から御注意を願ひます。

内務報告

□道路延長幅員表に就て

(市町村報告期四月末日)

本表は道路法第十三條乃至第十五條の規定に依つて市町村の認定せる路線に就いて調査するのであります。國縣道又は山道耕作道路などは含まないのであります。が既に認定済の場合も事實未開鑿の道路の效用を爲さざるものでも調査するのであります。道路延長の欄には様式に示す様に夫々メートル

を以て揚上するのであつて小敷点以下二位まで記入するのであります。尙渡船場に就ては延長の外に箇所数をも調査するのであります。川の中央に砂丘があつて二ヶ所で渡船をするときは其の経営者が同一人のときは一ヶ所として調査するので砂丘雑草などで川幅の約半分を占め残余の部分を渡船するものにあつては川敷内全部を渡船場の距離として調査するのであります。又一般幅員は最も長き距離を占むる所の幅員を記入するのであります。

橋梁表

(市町村報告期四月末日)

本表の橋種の欄に於て桁橋、構橋、拱橋、吊橋、可動橋等の橋には材質を冠せねばならぬのであります。例へば木桁橋、鐵構橋等記入するのであります。桁橋とは木材、石材、鐵筋混凝土又は鐵材などを桁として用ゆる橋梁を云ふので構橋とは木材、鐵材等を組合

せ三角形又は四角形等にて作つた橋梁で(通稱トラスと云ふ)左の例の如きものを云ふのであります。



又拱橋とは(俗にメガネ橋)アーチ形のものでコンクリート、煉瓦、石材、鐵等の用材にて造つたものを云ふのです。吊橋とは繩、鐵線等で吊したるもの又は昇降等移動式の構造のものであります。但し長二米未満のもの及土厚一米以上のものは此處では橋として算入しないのであります。延長は計算の場合には蹴込石又は蹴込板の内端の長に依るのであります。

本縣統計材料表

各種工産物(其三、四、五)

(報告期市町村三月末日限)

昭和四年十二月十七日茨城縣訓令甲第二十七號に依り本縣統計材料として調査報告せらるゝ各種工産物に就ては

特に左の諸点に注意せられ正鵠を期する様願ひます。

製造戸数は年末現在に依り調査するのであります。若し季節的に製造するものある時は其の季節に於て製造に従事したる戸数を調査計上して備考に必ず其の旨を記入し置かれたるのであります。又本表中二種以上を兼ねるもの若くは別表各種工産物(別表とは工産物其の一より五迄を云ふ)の製造者を兼ねる場合は其の製造戸数は主なる一方に記載して其の數量價額は之を區別の上各相當欄へ掲せられたるのであります。今迄の例に依りますと戸数を記入せず提出さるゝもの或は二種以上を兼ねるものを主なる一方に記載せず各別に重複計上せらるゝもの等が有りました。故に之等の点特に注意して頂きます。價額は調査期間内に於ける其の地方市場卸賣平均價格に依り調査掲上せられたりのであります。尙表中其の他の欄へは本表及農林商工兩省統計報告規則所掲として調査するのであります。私有林に就ては箇所数でなく筆數を調査するのであります。尙前年と比較しない様に願ひます。尙前年と比較して箇所、筆數區別等に甚しく異動があつた場合には備考に其の事由を記入して頂きます。

以外のもので其の地方に於ける主なる工産物を記入せらるゝ様注意を願ひます。

又本調査には自家用の製品は調査を要しないのですが前回報告に就ての例を擧げて見ますれば醤油製造戸數等を一ヶ町村で五十戸も六十戸も計上せられたのもありまして後で照會の結果、自家用製造に係るものをも包含して報告せられた爲に之を訂正せし様な誤りが數多有りましてから今回は斯る誤調を繰返されぬ様特に注意して欲しいのであります。

民有森林原野箇所反別表に就て

(報告期四月末日限)

本表は昭和四年十二月十七日茨城縣訓令第二十七號に依つて本縣統計材料として調査報告せらるゝのであります。報告に就ては左の諸点に御注意を願ひます。

一、表中保安林とは水源涵養、飛砂防止、水害防備、魚附、風致等森林間接の效用を目的としたる森林はこれを總稱して保安林と云ふのであります。保安林の調査は國有林、御料林を除き他は全部調査するのであります。保安林の箇所數は一集團地を一ヶ所

本協會へ寄附金

茨城縣統計協會設立の趣旨に共鳴せられ援助の意味において昨年末に寄附金を寄せられた方々に就ては前號誌上に芳名を録して感謝の意を表しましたが其後

東部電力株式会社茨城支店殿 常北自動車株式會社殿
 太田乗合自動車株式會社殿 稻敷郡阿見村殿
 よりも夫々寄附の申出あり、總額七百六拾五圓に達しました。尙左記の方々からは寫眞機並に附屬品一切の現品寄附がありました。誌上を以て御厚意を深謝いたします。

柴崎印刷所殿 富野商店殿
 山崎洋品店殿 平野商店殿
 林新印刷株式會社殿 加納商店殿
 川又書肆殿 高橋商店殿
 白石商店殿 木重商店殿
 水濱電車株式會社殿
 笠間印刷所殿
 林崎家具店殿
 岡崎商店殿
 青柳食店殿
 花村食店殿

米生産統計調査の

査閲の跡を顧みて

懸命の努力に感謝

米生産統計調査——昨年この調査方法が改正せられて農業サンセスにも似た精密な調査を全国一斉に施行することになり、昨年の調査は其の第二回目であるので幾分経験も経、又相當手馴れて来たけれども、さて調査に當つて見ると仲々容易な業でない、かんく／＼と照る土用中をタオル片手に汗をふき／＼圖面と萬年筆を握つて田畑を一筆毎に粳米糯米別に調査して更に之を上中下作の三段に區別して作付反別を調査し、之を經營者毎に整理して收穫高を調査すると云ふのだから調査を完了する迄の市町村の統計主任、統計

調査員各位の苦い努力はそれこそ全く他の者の想像以上である。殊に本年は酷い災害に見舞はれた關係上、此收穫に一般が非常な關心を持つて居り、加ふるに溺るゝ者藪をつかむの例ひ、繭價安と農産物の値下りにさらぬだに窮乏に在る農村は之が救済策の材料にせんものとしてか、遂に米第一回豫想收穫高の見積りが過大であるとかの論議をさへ醸してしまつた、此の爲に直接調査に當つた人々是一段と責任の重いことを感じ第二回豫想收穫高及實收穫高には一層緊張して調査に當つたことは申す迄もない、然し此の收穫高過大の

論争が新聞に發表せられた當時には更に波紋を大にし、中には憤慨して調査員を辭任せんと申出たと云ふ村や統計課へ苦情を申込むと云ふ者もある程である、此等の論争は果して統計に疑心を持つたのかそれとも其の調査をして何等か爲にせんものとしたのか何れにしても此の調査に従事した人こそ迷惑千萬のことであつたがこれが爲に遂には調査關係者にいたく同情して縣會に於てかへつて統計調査員の待遇向上論迄出で一般に統計に關する認識を深めた事は禍ひ轉じて福となつたもので豫想外の收穫であつた。

×

調査の正陥萬全——斯様な経緯があるから統計課でも種々なことが計畫せられて不良町村の指導となり、續いて實査期に至つては督勵の爲に係員を各地方に派出して坪刈の状況等を視察監督せられて遺憾ない様に努めもするし又市町村では數回に亘つて調査員會を

開いて研究協議を重ね、調査の統一を圖つて標準を得る爲に坪刈を行つて見る等慎重に調査を進められ出来上つた資料を一枚毎に内容を審査集計して市町村長に一括提出する運びとなつた、役場は役場で更に内容を一枚毎に審査檢算と云ふ手順でそれからそれへと調べてこれで完全なりと自信のあるものを創刊號で既に報知した様に客臘十二月五日から十四日迄の間に三百八十箇市町村の主任者が關係資料を持參して縣へ夫れ／＼提出されたのである。

×

調査資料の査閲——資料が一括統計課へ提出されるれば待つて居ましたと統計課長始め總動員で市町村の主任者同席にて直に査閲を開始される、縣廳内議員控室の査閲場はパチ／＼ガラ／＼と云ふ算盤と計算器の廻轉の音と調査票の數を読み上げる聲とが錯綜して騒然たるもの恰も演習の様な景が連日に亘つて續けられ、漸く取纏を了り愈

々再檢討して夫々所定の順序に整理して農林大臣へ報告するに至つたのである。新春早々公表された數字！これこそ數ヶ月も掛かつて統計調査員を始め市町村統計關係者各位が献身的に努力せられた貴い結晶である。この査閲の順序を統計課に於て如何なる方法で進められて行つたか其の大体を記して此の調査が如何にして出来たかを一般に理解せしむるのも強ち徒爾ではあるまいと考へらるゝによつて、左に順次記して見よう。

×

經營農家毎に實査——を了して居るかどうか？まづ米作農家一覽に掲げてある數と調査票より入作の分を除いて符合して居るか云ふことを見て調査區表末尾記載の調査票枚數とも對照し調査が所定通りに行はれたかどうかを調査する、次が調査票の内容を一枚毎に檢査して之を補助表と基準票とも對照して見る、それが済むと、今度は基

標準の算出收穫高の計算に過誤がないかどうかと云ふことを調べると同時に調査區表の坪刈の有無を確めて其の一反歩收穫高決定の適否と云ふことになる。而して各農家記入の收穫高と算出收穫高とを對照して審査收穫高適正なりや等の内容審査が終ると調査區毎に調査票を水稻陸稻共粳米、糯米別に作付反別と收穫高を檢算して調査區表の結果表と合致するかどうかを調べることになるのだが、内容審査を充分に行つた町村はすらく／＼とパスして次から次へと順序よく進んで行くけれども、事務に追はれて内容審査や檢算が充分でなかつた町村は再調の已むなきに至り、再び書類を携へて歸村し更に數日かを費し漸く是正し是れで内容及形式共に整ふのである。

それが終ると合格した町村は昭和八年末現在の耕地面積と對照して其の増減理由を記述することになるのであるが、それは先づ以て昭和八年末現在で

は今後一層奮起して更に正確なる調査をと邁進せらるゝであらう。

X

次年の調査に對する注意と希望

連日に亘つて査閲を行つた成績を顧りみて注意を願ひたいことは形式的のことがあるが基準票の處理に就て充分でないものがあつた、例へば經營農家の住所地の調査區へ他の調査區から送致された基準票は其の農家分の後へ一括するのにならぬものがあつた、一農家で基準票が二枚となつた場合には其の二枚を一括して農家番號を自調査區で作つた基準票は第何號の一、その他より廻送の基準票は先方で附けた番號は読み得る様に抹消し第何號の二と云ふ様に訂正し整理して置く様にしたいものである、又送られた基準票と自己調査の補助表反別とを合算して改め一枚の基準票を作成した爲に調査票の内容と稍々同じ様なものとなつて双方の使用枚數が結果表末尾に同數が掲

調査した田の面積から内畦畔見込面積と其の年の植付不能地が早害地方には相當ある筈だから其の植付不能地を差引けば大体の植付し得べき面積が出るこれと實作付反別と對照せしめ若し差異を生じて一致しないときには其の事由を記述させたのだが大部分の町村は四捨五入等の關係で多少の相違は認めが非常な差を生じたものが若干町村あり、甚しいのは耕地面積に於ける誤調に依ると麗々しく記るされ、作付反別調査原簿の如き基礎帳簿と耕地面積耕地面積と作付反別との關係に無關心なものもあつたのは實に遺憾であつた又それと全時に米第一回豫想に於ける作付面積とも對照したが之れは既に第一回豫想當時に調査員各位が實地調査をしたのであるから潰地等でもない限り甚しい相違は無いにも拘らず町村に依つては相當の相違があつて其の原因をつきとめるのに町村主任者が如何に頭を悩ましたか、この苦い經驗を見て

各町村で種々工夫せられて居る様だが作付反別出入明細書は當を得たるもので此れを用ひた町村は寸毫の相違もな

米生産統計調査作付反別出入明細表

第 調査區

實作付反別 (其ノ區ノ米 總作付反別)	基準票ニ依リ他 區へ送付反別										調査區結果表 合計反別 (差引反別)		
	十町反畝歩	第區	第區	第區	第區	第區	第區	第區	第區	第區		計	町反畝歩
内潰地 (作付後)	稻水	稻水	稻水	稻水	稻水	稻水	稻水	稻水	稻水	稻水	稻水	稻水	稻水
	稻陸	稻陸	稻陸	稻陸	稻陸	稻陸	稻陸	稻陸	稻陸	稻陸	稻陸	稻陸	
計	陸	水	陸	水	陸	水	陸	水	陸	水	陸	水	計

備考

この表は上欄の實作付反別即ち第一回豫想調査から作付後の潰地と「基準票に依り他區へ送付した段別の計(他調査區に居住して自調査區内に米作する者)を差引いて尙基準票に依り他調査區より受領段別の計(自調査區内に

居住して他調査區内に米作して居る者)を加へたものは調査區結果表の合計段別(様式の差引段別)と一致することになり、第一回豫想收穫高の段別と實地調査の段別が符合せざる様なことはなくなる、二欄三欄の記入方は例へ

て置いた様に未だ一般にそれ程統計を理解されない間は到底信憑し得られる數量は望まれないことであることは何人も認める所であるが、將來追々馴致したならば正確な申告を得ることとなり、従來の調査に於て本縣の如く對地主義に依らず農家本位即ち對人主義で調査して居た縣では相當の成績を擧げて居るので此の數を得て始めて農家の經營状態を知ることが出来るのであるから、この趣旨をよく了解させて對人調査を徹底せしむる様にして頂きたいそれから前に記載したが第一回豫想作付段別と今度の實地作付段別とを對照して多大の相違を來して居ることは豫想當時に於ける調査が不正確であつたことを證するもので、此れは其の町村の醜狀を曝露することになり、遂に縣としても農林省に訂正を申込まざるを得なくなるし責任上甚だ遺憾のことであるから斯様なことのない様に充分注意を願ひたい、この誤謬を防ぐ爲には

ば第一調査區に居住して第二調査區内に耕作する者とすれば第二調査區に於ては「基準票に依り他區へ送付段別」の第一區の欄にそれ〴〵記入し第一調査區に於ては「基準票に依り他區より受領段別」の第二調査區の欄へそれ〴〵記載するのである。其の他の間違ひは他町村から来て耕作して居るもの即ち入作の調査票基準票を作製しなかつた爲に耕地面積と甚しい相違があつたものや、調査員の捺印洩等の細かい所はまだ〴〵あるけれども最も手数が掛つて査閱の進捗を阻害したのは何んと云つても誤算である、いくら係員がノドを暖らして調査票記載の作付段別收穫高査欄の數字を結果表に合せやうと努めても明算と行く所か紛らはしい數字でも書かれると遂には迷算となつて數回重ねて漸く誤算と云ふことが判り後の町村に迷惑を掛けること甚しい、まづ二調査區も檢算して見ればどの程度迄檢算をして居るものかは大概想像

することが出来る、數字は統計の生命であることは何人も承知のことであるから以後注意せられて調査員の互審會等のものを開いて完全なものを提出する様に致したいものである。

以上を査閱の結果——に鑑みて一端を述べて見たのであるが此れは勿論悪い一面を書き連ねたもので多數の町村

は非常な好成绩であつた。御蔭で第一回豫想收穫高に對して増収が大減収かと一般が非常に注視した昭和九年米生産統計調査も滞りなく總て順調に進んで茲に完了するを得たのも皆専心調査に携つた方々の御努力の結果であつてこの稿を終るに當り厚く謝意を表して筆を擱くこととする。(幹事)

統計課は「總務部」に

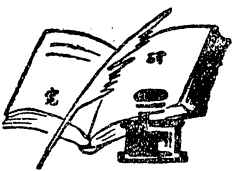
——縣處務細則改正の結果——

今回地方行政機關の大改革に依り從來の内務、學務、警察の三部制が總務、學務、經濟、警察の四部制に改正の結果知事官房に所屬して居た統計事務は總務部に所屬することとなり一月十九日より實施された

他にも其の所屬の變更されたものもあるから茲に其の分課を記して見よう

人事課 (知事官房秘書課)	農務課 (内務部農務課)
庶務課 (知事官房庶務課)	林務課 (内務部林務課)
統計課 (知事官房統計課)	蠶絲課 (内務部蠶絲課)
地方課 (内務部地方課)	農工水産課 (内務部農工水産課)
會計課 (内務部會計課)	商工水産課 (内務部商工水産課)
	耕地課 (内務部耕地課)

向知事官房は秘書、文書の二課となり官房主事の職を置かなくなつた、學務部、警察部は従前の通りである



統計相談所

統計に關し疑問なり又は不明な点がありましたら〴〵御問合せ下さい。誌上にて丁寧にお答へ致します。

耕地面積

【問】 田に無花果を栽培したる場合の耕地面積表の取扱をお聞かせ下さい
【答】 果樹園の取扱を爲し、耕地面積表にては田か畑となりたるものとし其の他の増減に記入すること

米生産統計補助表

【問】 米生産統計補助表の様式は洋數字にて記載する様横式なるも、斯くては基準票に轉載する場合記入の不便あるを以て本町調査員中には日本數字にて記載し得る様縦式を希望する者あり之を縦式に改めてはどうか

【答】 洋數字を使い馴れざる調査員に在りては斯の如き場合あるべきも計算上に於ては横式を便宜とするを以て將來に於ては却つて基準票を横式に改むるの必要あるものと認むるものなれば從來通横式を可と認む

豚

【問】 豚表の作製に就て年末現在の満十ヶ月未満の價額算出方法は如何にすべきや
【答】 年末現在にて十ヶ月未満の豚の價額を調査するものなれば村内全部の平均したる價額に依るべし生れたる當時の仔豚の價額を記入するもの

あるも之は誤なり

會社票

【問】 會社組織の工場は會社票を提出するを以て工場票の提出を要せざるや
【答】 孰れも別箇の調査なるを以て双方提出するものなり

農作物被害調査表

【問】 昨夏の冷害に依り郡北の稻作は稀有の減収を見たり、此の場合調査種類を雨雪濕潤として取扱ふべきなるも昨今縣に於ても本省に於ても冷害なる語を大分使用し居るを以て本年に限り例外として「冷害」なる文字を災害種類に使用しては如何
【答】 冷害は「其の他の欄」に掲せられたし

作付反別調査票

【問】 從來より田、畑作付反別調査票

小票を使用し来りたるも昭和八年より米生産統計調査により各農家毎に調査するを以て田の小票使用は重複の感あり、之を廢止しては如何

【答】二毛作以外のみ調査し他は必要なし

【問】實地調査に際し裏帳面積に八畝歩の畑あり、從來桑園として調査しつゝあり、然るに最近桑園に大豆其の他の混を爲すものあり、調査小票に記入は見積として可なりや調査方法伺たし

【答】適當に見積り各其の本畑に掲せられたし

【問】田の畦畔に大豆の作付したるもの相當あり、之れが作付反別は如何なる方法に依り調査するや伺ひたし

【答】見積つて見積反別欄に掲せられたし

【問】毎年三月末日限り調査報告すべし

公私有林造林伐採

き標記の件に關しては本村の如き山村にありては殊に必要なるに依り林伐採調査原簿を作成し各調査員をして調査しつゝあるも實地調査に當り造林は正確なる調査を遂げ得らるゝも伐採にありては各所有者が課税標準等を懸念し居る傾向あり正確なる申告を爲すもの稀なり、爲に調査上困難を極めつゝあり、之れに對し適當なる調査方策なきや承りたし

【答】調査員に於て時々現場を巡回せしめ調査するを可とす

石材土石及鑛水

【問】石材土石及鑛水中砂利數量調査に對しては道府縣其の他公共の使用するものと雖凡て之を調査するを要すと例規に有るも生産地より他町村へ搬出せしものは當該町村に於て調査すべきものなるや又生産地に於て調査すとせば其の調査方法、單價を伺ひたし

【答】生産地に於て調査するものにして單價は當業者に就き其の地方の取引相場を調査せられたし

水産業者

【問】料理店主にして鮎其の他を魚獲し之れを食膳に供ひ相當の利益を爲しつゝあり、之れ等水産業者として記入して可なりや

【答】水産業者の副業として調査せられたし

多賀功勞者に記念品

多賀郡南部産業統計事務研究會では多年同會のために貢献された前會長元河原子町長梅原馨氏並に前幹事全町助役鈴木徹氏の勞を犒ふべく一月の臨時總會に於て丸山會長から感謝狀に記念品を添へ贈呈した

梅薫る紀元節
統計功勞者表彰

光榮の銀盃を授かる

統計協會でも卅五名表彰

世の龜鑑たり、師表たる統計功勞者をはじめ自治、産業、教育、實業、稅務、社會事業、醫事衛生、警察官、青年團、宗教家等各種功勞者の表彰式は二月十一日紀元節のよき日を卜し、縣廳正廳においていと壯嚴に行はれた。新たにわが統計協會の總裁に戴ける安藤知事は金モール嚴めしい禮装で式に臨まれ中村總務、柴山經濟、松木學務八田警察各部長以下縣幹部、天谷縣會議長、小山師範校長、中崎水戸市長(岡野助役代理)をはじめ各方面の有力者も多數參列、午前十時半右田學務課長の擧式宣告にて式を始め、足立屬の呼名により先づ第一に統計功勞者

久慈郡染和田村統計調査員

會 澤 正氏

眞壁郡古里村統計調査員

鈴木 弘 重氏

中央に進み知事より効績狀を授與され更に總務部長より各銀盃壹箇を授けられ兩氏が涙ぐましいばかりの感激にひたつて席に復すると、次いで稅務功勞者、次いで教育功勞者と順次効績狀並に賞品を授與され、知事の告辭、天谷縣會議長、小山師範校長、中崎水戸市長の祝辭、被表彰者總代實業功勞者前茨城農銀頭取齋藤斐氏の答辭ありて式を閉ぢ、縣廳玄關で安藤知事を中心一同喜びの顔を記念撮影し、高等官

食堂に設けられた知事の賀宴に列り、午後一時散會した。尙ほこの日統計協會でも統計事務功勞者三十五名を表彰し、表彰狀に賞品(梅細工菓子器)を添へて授與した。

效績狀

久慈郡染和田村農林商工統計調査員

會 澤 正

(通各) 眞壁郡古里村農林商工統計調査員

鈴木 弘 重

多年統計事務ニ精勵シ其ノ效績顯著ナリ仍テ銀盃壹箇ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

昭和十年二月十一日

茨城縣知事 安藤狂四郎

從五位

事蹟概要

久慈郡染和田村農林
商工統計調査員

會澤

正

大正十年同村統計調査員ヲ囑託セラレ以
來引續各種統計ノ調査ニ從事シ常ニ正確ナ
ル資料ノ蒐集ニ努メツツアリ
縣下各町村統計事務ノ現在ノ發展ヲ來セ
ルハ昭和三年三月縣令ヲ以テ其ノ調査方法



會澤正
氏
制定
發布シ
統一セ
ル調査
方法ニ
依リ調
査スル

コトトナレルニ依ルモノナレドモ同村ニ於
テハ右調査方法發布以前ヨリ米、麥、家畜人
口靜態調査ニアリテハ小票ニ依リ其ノ他ノ
産業統計調査ニアリテハ列記式ノ調査用紙
ニ依リ調査シツツアリタルモノニシテ同氏
ノ受持調査區ハ田八町二段畑十六町三段農

家戸數四十五戸ヲ有スル村内ニ於ケル比較
的廣汎ノ地域ヲ擔當スルニモ不拘常ニ完全
ナル調査ヲ行ヒ其ノ成績良好ナリ

◇

殊ニ昭和四年ヨリ實施ノ調査方法ヲ施行
スルニ當リテハ村主任者ノ指導ニ從ヒ細密
ナル調査ヲ行ヒ作付段別調査原簿耕地圖ヲ
常ニ加除シテ耕地ノ現狀ト一致セシメ調査
票集計表ノ内容亦正確ニシテ他ノ模範ト爲
スニ足ルモノナリ

又各種ノ調査ニ際シテハ從來課稅資料ト
爲スニ非ズヤトノ疑念ヲ生ジ正直ナル申告
ヲ爲サザル者アリテ調査ニ支障ヲ來セシヲ
以テ之ガ匡正ニ努力シ宣傳ビラヲ配布スル
ノ外機會アル毎ニ統計調査ノ目的ヲ理解セ
シメタルヲ以テ現在ニ於テハ進ンデ調査ニ
應ズルニ至レリ

◇

昭和八年ヨリ實施ノ米生産統計調査ニ於
テモ從來ニ於テ既ニ精密ナル調査ヲ爲シツ
ツアリタルヲ以テ特ニ圓滑ニ進捗シ豫期以
上ノ成績ヲ擧ゲタリ
各種調査書類ノ報告モ常ニ期限ノ勵行ニ
力ヲ致シツツアレバ遲延シタルモノナク且

事改良委員、耕地整理組合會議員農會總代
ニ任ゼラルル等村ノ幾多ノ名譽職ニモ就任
シ熱心其ノ職務ニ盡瘁シタリ

X

同氏ハ常ニ統計の趣味ヲ有シ明治四十三
年ヨリ家政統計簿ナルモノヲ作製シ收支ヲ
一々之ニ記入シ家政上ノ參考ニ資セントシ
大正二年偶々父ノ死亡ニ依リ一家ノ責任益



鈴木木
氏
却相場
ノ平均

農具ノ平均損耗等ヲ調査シ以テ其ノ合理化
ニ努ムル等洵ニ其ノ熱心ナルコト驚クノ外
ナクサレバ大正十年統計調査員ニ任命セラ
ルルニ及ビテハ自己ノ調査ヲ參考トシテ役
場ノ指示スル調査方法ニ依リ綿密ナル調査
ヲ行ヒツツアリテ或ハ坪刈ヲ行ヒ或ハ訊問
又ハ實地調査ヲ爲シ同村調査員中最モ正確
ナル調査ヲナシタリ

X

調査ニ關スル書類及規程類ニアリテモ整然
ト保存シテアリ

調査員訓練會又ハ打合會開催ニ際シテハ
毎回出席シ熱心ニ研究ヲ遂ゲ過誤ナカラシ
ムルニ努メツツアリ大正十四年及昭和五年
ノ國勢調査、昭和四年ノ農業調査、昭和七年
ノ地方馬一齊調査ニ於テモ調査員トシテ調
査ニ從事シ良好ナル成績ヲ收ム

其ノ他在郷軍人分會長副會長ノ職ニアリ
タルコトアリシ外煙草耕作總代、煙草耕作
督勵委員トシテ村ノ爲ニ盡瘁シ其ノ成績亦
大ナルモノアリ

事蹟概要

眞壁郡古里村農林
商工統計調査員

鈴木弘重

大正十年四月ヨリ同村統計調査員トナリ
農林商工内務報告ノ一部及人口靜態統計ノ
調査ニ當リ又昭和四年ノ農業調査大正十四
年及昭和五年ニ施行ノ國勢調査ニ際シテモ
之ガ調査員ニ任命セララル其ノ他村會議員農

統計協會表彰

尙ほ統計協會表彰の統計事務功勞者は
左の通りでこれが傳達式は各郡におい
て隨時舉行する

表彰狀

多年統計事務ニ精勵シ其ノ功績
顯著ナリ仍テ記念品ヲ贈呈シ茲
ニ之ヲ表彰ス

昭和十年二月十一日

茨城縣統計協會總裁
茨城縣知事從五位 安藤 狂四郎
(各 通)

- 水戸市農林統計調査員 福田 金次郎
- 東茨城郡下大野村書記 平戸 清二
- 同 上中妻村書記 藤地 伴介
- 同 長岡村書記 寺山 一
- 西茨城郡安戸町常設委員 川井 徳義
- 那珂郡瓜連町囑託 龍崎 由之介

同	村松村書記	大内 重良
同	野口村書記	西村 勝太郎
同	久慈郡小里村書記	小田部 嘉一
同	農林統計調査員	鈴木 國一郎
同	同中里村商工	片岡 榮三
同	佐竹村書記	鈴木 徹
同	多賀郡河原町助役	沼田 至之
同	松原町書記	菅野 藤助
同	鹿島郡若松村書記	木瀧 徳三郎
同	高松村書記	藤生 孫太郎
同	行方郡行方村農林商工統計調査員	鬼澤 長四郎
同	八代村書記	吉田 市藏
同	稻敷郡奥野村助役	廣瀬 法潤
同	源清田村書記	伊藤 弘藏
同	高田村助役	野口 義一郎
同	新治郡斗利出村農林商工統計調査員	倉田 清之助
同	九軍村農林商工統計調査員	上會 惣七
同	柿岡町書記	飯岡 榮助
同	筑波郡高道祖村書記	鯉淵 五郎右衛門
同	鳥名村	小林 靜
同	農林商工統計調査員	横瀬 定平
同	鹿島村書記	横塚 良助
同	眞壁郡大寶村書記	戸 頃 晋
同	關本町書記	
同	古里村書記	

同	結城郡名崎村書記	塚原 龍藏
同	水海道町	堀越 晋吉
同	農林商工統計調査員	森 茂右衛門
同	猿島郡古河町書記	加藤 由之助
同	長田村書記	篠崎 浩
同	北相馬郡文村書記	大瀧 寅直
同	菅生村書記	

無限の感激

久慈郡染和田村 會澤 正
農林統計調査員

梅花綻び初めし建國の佳節、私は一調査員として單に指示に従ひ其の務を果したのみなるに効績表彰の光榮を擔ひ莊嚴なる式典に列し最先端に知事閣下より親しく効績狀授與の恩典に浴し感激に堪えざる次第であります。

統計は各般の施設計畫の基礎資料となるものであるから正確なる調査と報告期限の確守勵行は言を俟たざる所でありまして、特に農林統計は農村救済

責任愈々重大

眞壁郡古里村 鈴木 弘重
統計調査員

或る日、役場から書面に接しましたので早速披見致しますと何ぞ圖らん、大正十年調査員拜命以來唯無事に職務

に執筆して居ただけの私が効績顯著に依り本縣より被表彰者の一人に加へられたといふ通知でありました、私は思はず感泣しました。明る日最も意義ある紀元節の佳辰に村長さんの附添にて出縣いたし、縣廳支關の受附へまゐりますと本郡擔任の高島屬が迎へてくれましたのは殊に嬉しく私の胸が躍る様な氣がしました。それから統計課に案内されましたが、そこにはかねて成績

査定の折出張せられた小林主事さんが居られて課長さんに紹介され恩師に邂逅した時のやうな心地がしました、殊に統計課では我等のために記念撮影までして下され私は實に感激に堪へませんでした。かくして正廳の式場に於きましても知事閣下より表彰されますのにも「一に統計二に善政」の標語の如く第一番に表彰狀並に賞品を授與されたのです、これを見ても如何に統計の重

大なる任務であるかと熟知されます。後知事閣下の告辭、來賓の祝詞、剩へ祝宴を開かる等一層其の感を強くし益々我等の責任且つ重きを加ふるを覺え將來奮進以て茨城統計の完璧を期すべく堅く心に誓つたのであります、喜びのあまり誌上をかりて感激の一端を述べることにいたします。

本會總裁異動

本會總裁阿部嘉七閣下は過般の異動に依り左の如く榮轉した結果會則の示す所に依り新に知事として來任せられた安藤狂四郎閣下を總裁として推戴した

茨城縣知事 阿部 嘉七
任静岡縣知事

東京府書記官 安藤狂四郎
任茨城縣知事(以上一月十五日)

本會々々長榮轉

本會々々長として貢献せられた乾武氏は左の如く榮轉した、尙縣の

處理細則改正の結果官房主事を置かないことになつたので本會の會長は會則を改正し中村總務部長を推戴した。

(知事官房主事)
地方事務官 乾 武
福島縣勤務ヲ命ス(一月二十五日)

統計協會總會

會長に中村總務部長推戴

十年度豫算其他を議決

本縣統計協會では三月一日午前十時から縣廳内縣會議員控室に評議員會を開き

▲評議員 東茨城郡下大野村長宮本行一
 郎△那珂郡佐野村長清水廣之介△久慈郡賀美村長佐川忠△石岡町長小松崎定之助△關本町長池田穰△古河町長小野藍次郎 諸氏

▲縣から副會長長川崎統計課長、幹事小林 屬その他出席

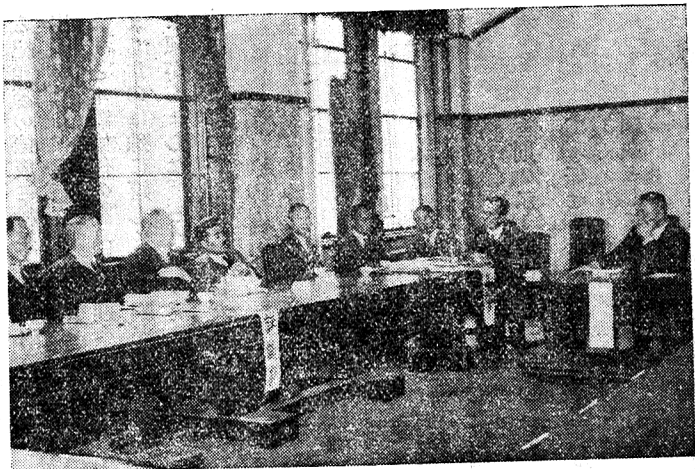
會務執行に關する事項その他を審議し午後一時から總會に移り

△水戸市長代理郡司長△東茨城郡山根村 粉川幸之介△久慈郡太田町武藤常介△多

賀郡坂上村丸山寅松△同松原町宮田厚氏 代理瀧千仞△稻敷郡木原村小澤茂△行方 郡武田村小貫三郎△鹿島郡中野村小澤清 藏△土浦町萩谷徳一△筑波郡島名村横田 内藏之亟△同大穂村山中林次郎△下妻町 澤部元信代理山口友作△境町近藤弘諸氏 出席

川崎副會長議長席に着き、官制改正の結果會則第七條中「會長には官房主事」とあるを「會長には總務部長」と改むる件を異議なく可決、中村總務部長を會長に推戴し、會設立後における

一、機關雜誌「茨城統計」の刊行
 一、縣勢要覽の出版及統計諸用紙の印刷



統計協會總會

(三月一日縣廳議員室に於ける)

- 一、幹事、會務委員、囑託等の囑託
- 一、會長乾武氏福島縣へ榮轉に付記念品贈呈の件

一、統計事務成績者の表彰
 一、本會援助寄附申込
 一、寫眞機並に附屬品寄附者等を報告して議事に入り

△昭和九年度歳入出豫算追加の件△十年度歳入出豫算△十年度統計協會會費分賦方法△十年度事業計畫△顧問推薦△統計大會基金積立規則設定の件△統計協會旅費規則△機關誌並に出版物の廣告料金を附議逐條審議し修正意見等も出たが結局原案に決し、次いで統計協會の事業遂行上郡を單位としたる系統的統計協會支部を設置するの緊要なるを認め各郡の統計事務研究會を縣統計協會：郡支部と改稱し、未だ統一設置なき郡及び未設置の郡には直ちに設置すること、今回本會より表彰されたものゝ如きも右郡支部の會合に於て傳達することに決定二十分閉會した、議決された豫算並に各事項左の如し

九年度豫算追加

科	目	既定追加(△印)	豫算額(豫算額較)(△減)
第五款	寄附金	300.00	700.00
第一項	寄附金	300.00	700.00
第一目	寄附金	300.00	700.00
合 計		3,774.27	400.00
歳 出			
第五款	積立金	400.00	400.00
第一項	統計大會積立金	400.00	400.00
第一目	統計大會積立金	400.00	400.00
合 計		3,774.27	400.00

十年度豫算

歳 入		
金六千六百拾七圓	歳入豫算高	
歳 出		
金六千六百拾七圓	歳出豫算高	
歳入の部		
科	目	本年度前年度比(△印)
第一款	會 費	一,421,180.00 元

第一項 會 費

第一項	分賦金	1,421,180.00 元
第二項	繰越金	150.00 元
第一項	繰越金	150.00 元
第一目	前年度繰越金	150.00 元
第三項	預金利息	25.00 元
第一項	預金利息	25.00 元
第一目	預金利息	25.00 元
第二項	統計大會積立金	400.00 元
第四項	出版物收入	4,422,333.00 元
第一項	出版物收入	4,422,333.00 元
第一目	出版物收入	4,422,333.00 元
第五項	雑收入	330.00 元
第一項	雑收入	330.00 元
第一目	過年度收入	100.00 元
第二項	廣告料	50.00 元
第六項	寄附金	300,000.00 元
第一項	寄附金	300,000.00 元
第一目	寄附金	300,000.00 元
合 計		6,077,377.27 元
歳出の部		
第一款	事務所費	1,014.75 元
第一項	諸 給	200.20 元
第一目	手 當	100.50 元

五五

第二目 旅費	100	100
第三目 諸備給	100	100
第四目 貨與	100	100
第二項 需用費	747	747
第一目 備品費	100	100
第二目 通信費	33	33
第三目 運搬費	30	30
第四目 圖書費	100	100
第五目 印刷費	30	30
第六目 雜費	344	344
第二項 會議費	100	100
第一目 評議員會費	100	100
第二目 總會費	100	100
第三項 事業費	4,427	4,427
第一項 事業費	4,427	4,427
第一目 雜誌費	1,000	1,000
第二目 出版費	2,200	2,200
第三目 表彰費	100	100
第四目 實地指導費	100	100
第四項 補助費	100	100
第一項 補助費	100	100
第一目 統計講習會	100	100
第二目 視察補助費	100	100
第五項 積立金	100	100

第一項 統計大會	100	100
第一目 積立金	100	100
第一目 統計大會	100	100
第六項 過年度支出	100	100
第一項 過年度支出	100	100
第一目 過年度支出	100	100
第七項 豫備費	100	100
第一項 豫備費	100	100
第一目 豫備費	100	100
合計	6,077	6,077

十年度本協會會費
分賦方法

昭和九年十月一日現在を以て縣に於て調査したる現住戸數に依り五階級に區

戸口五百以上		分賦方法	
郡名	町	村	計
東茨城	上大野、下大野、稻荷、酒門、石崎、吉田、綠岡、河和田、長岡、上野合、白河、橋、小川、竹原、堅倉、川根、鯉淵、下中妻、波里、飯富、山根、石塚、西郷、岩船、澤山、大貫	北那珂、岩瀬、南川根、大原、大池田、七會、北山内、西山内、南山内、東那珂	二六
西茨城	穴戸、岩間、南川根、大原、大池田、七會、北山内、西山内、南山内、東那珂	前波、中野、藤田、川田、佐野、村松、石神、神崎、額田、菅谷、五臺、國田、戸田、芳野、木崎、瓜連、靜、大場、大賀、玉川、山方、檜澤、小瀨、野口、長倉、八里、盛郷、平磯、大宮	二九
那珂			

久慈	機初、世矢、幸久、佐竹、郡戸、久米、金郷、世喜、金砂、天下野、染和、田、山、田、登田、河内、中里、賀美、小里、生瀬、宮川、黒澤、依上、佐原、大子、袋田、上小川、下小川、諸富野、太田、久慈	二九
多賀	坂上、國分、鮎川、豊浦、櫛形、松岡、南中郷、華川、關本、河原子、大津、平瀨	二二
鹿島	夏海、大谷、沼前、巴、徳宿、諏訪、鉢田、新宮、上島、白鳥、大同、中野、鹿島、高松、息酒、輕野、若松、矢田部、波崎	一九
行方	麻生、香澄、潮來、大和、津澄、武田、秋津、立花、玉造、延方	一〇
稻敷	江戸崎、奥野、朝日、君原、阿見、木原、安中、大宮、生板、柴崎、八原、岡田、駒柴、牛久盛崎、阿波、古渡、龍ヶ崎、高江津	一九
新治	眞鍋、上大津、美並、佐賀、安飾、志志庫、高濱、田余、園部、瓦會、懸瀬、葦穂、東、中家、柿岡、小幡、小機、七會、都和、藤澤、榮、九重	二二
筑波	谷田部、久賀、眞瀨、鳥名、旭、上郷、大穂、小野川、吉沼、筑波、北條、小田	一一
眞壁	養蠶、河間、五所、伊藤、大田、關本、上妻、川西、下妻、大賀、黒子、嘉田生崎、村田、上野、大、長證、古里、紫尾、眞壁、樺穂、雨引、大國、新治、小栗	二四
結城	絹川、江川、山川、中結城、下結城、名崎、安野、飯沼、菅原、西豊田、石下、三妻、水海道、豊岡	一四
猿島	新郷、勝鹿、岡郷、櫻井、香取、五霞、八俣、幸島、猿島、森戸、生子菅、逆井山、七重、香掛、神大賀、岩井、七郷、中川、境、長須	二〇
北相馬	菅生、守谷、取手、相馬	四
合計		二五二

稻敷	君賀、沼里、鳩崎、舟島、長戸、根本、太田、高田、大須賀、伊崎、浮島、源清田、長竿、十倉、島、本新島	一五
新治	下大津、牛渡、關川、玉川、林、志筑、新治、斗利出、山ノ莊、小栗、三島、谷井田、豊原、板橋	一一
筑波	鹿島、十和、福岡、高道祖、作岡、田水山、菅間、田井、葛城、長崎	一五
眞壁	竹島、中、河間、藤波ノ江、鳥羽、谷貝	六
結城	上山川、大形、岡田、大花羽、豊上、豊加美、鷲飼、宗道、玉田、五箇、大生	一一
猿島	靜、長田、弓馬田、飯島	四
北相馬	坂手、内守谷、小網、大井澤、大野、高野、高井、稻戸井、山王、寺原、井野、小文間、六郷、高須、川原代、北文間、文、布川、文間、東文間	二〇
合計		二五

戸口五百未満		
郡名	町村名	計
東茨城	大場、上中妻、中妻、小松、环伊勢畑	六
西茨城	北川根	一

那珂	柳河、鹽田、上野	三
久慈	坂本、東小澤、西小澤、高倉、佐都	五
多賀	日高、黒前、高岡、關南	四
鹿島	波野、豊郷、豊津	三
行方	八代、津知、大生原、太田、要、現原、玉川、行方、小高、手賀	一〇

別分賦するものにして五月末日迄に本會に納付するものとす

現住戸數	市町村名	分賦金	計
一萬以上	水戸市	金拾圓	一〇圓
三千以上	日立町、助川町、湊町、石岡町、土浦町、古河町、計六ヶ町	金六圓	三六圓
二千以上	磯濱町、笠間町、碓氷町、松原町、結城町、下館町、計六ヶ町	金五圓	三〇圓
五百以上	二百五十二ヶ町村	金四圓	一、〇〇六圓
五百未満	百十五ヶ町村	金三圓	三、五五圓
合計	三百八十箇市町村	一	一、四元

十年度事業計畫

- 一、會報「茨城統計」の發行
- 一、統計事務の實地指導
- 一、内閣統計講習會講習生の派遣
- 一、統計功勞者の表彰
- 一、圖書の出版

一、統計報告諸用紙の印刷斡旋
一、統計事務優良町村視察員の補助

統計大會基金積立規則

- 第一條 本會ハ本規程ノ定ムル處ニヨリ統計大會基金ノ積立ヲナスモノトス
- 第二條 基金トシテ積立ツベキモノ左ノ如シ
 - 一、毎年度繰越金額ノ三分ノ一
 - 二、指定セラレタル寄附金
- 第三條 本積立金ハ本會經理上必要アルトキハ一時使用シ得ベキモ其ノ年度内ニ於テ補填積立スルモノトス
- 第四條 本會積立金ハ銀行預金トシ之ガ利殖ヲ圖ルモノトス
- 第五條 積立金ヨリ生ズル收入ハ之ヲ毎年度其ノ基金ニ編入スルモノトス

附 則

本規程ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス

鹿島郡統計事務研究會總會

鹿島郡統計事務研究會では二月十四日同郡銚田町元自治會館に總會を開催

郡高松村尋常高等小學校に於て高松村以南早害被害町村の統計主任會議を開催し、縣統計課より郡擔任の齋藤囑託出席の上、農作物被害の調査及報告に付縣提出の會議要項並に各種被害調査票により説明をなし、之に對し各主任者より交々質問し鋭意研究を遂げて午後一時三十分閉會した。

研究項目

- 農作物被害臨時調査及報告の件△農作物被害年次調査及報告の件△内務報告中の災害報告の件
- 出席者は左の通りである
(縣統計課)齋藤囑託 (高松)木瀧書記 (息栖)猿田書記 (輕野)城ノ内書記 (若松)菅野書記 (矢田部)長谷川書記 (波崎)野中書記

那珂郡西部研究會

那珂郡町村事務研究會西部支部では一月二十八日全郡玉川村小學校に於て統計事務研究會を開き縣統計課より渡

したが總會に先だち別記の如く紀元節の佳辰にあたり本縣統計協會總裁より統計事務功勞者として表彰された同郡若松村書記菅野藤助氏及高松村書記木瀧徳三郎氏に對し之が表彰傳達式を午前十一時より舉行、縣統計課より川崎統計課長及郡擔任の齋藤囑託が列席、齋藤囑託舉式の辭を述べて表彰文を朗讀し、川崎課長から表彰狀並に記念品を授與、安藤總裁の式辭を代讀し小澤同郡研究會長の祝辭ありて傳達式を終へ、引續き同郡統計事務研究會統計事務成績優良者並統計功勞者六名に對する研究會の表彰式に移り、鬼澤副會長の開辭に次で小澤會長の式辭あり、會長より夫々表彰狀及記念品を授與し、來賓川崎統計課長の祝辭及表彰者の答辭があつた。研究會長より表彰された者左の如し

郡統計事務研究會副會長鬼澤信一、同郡矢田部村助役原醇一、同大同村書記大崎健爾、同徳宿村書記高崎淳

邊屬が臨席、午前十時小室玉川村長の開辭について曩に更迭された多年統計事務功勞者大賀村統計主任助川徳彦、上野村統計主任中崎保春兩氏に對する記念品贈呈式が行はれ、それより會議に移り渡邊屬から縣提出の左記會議事項に依り詳細説明の後質疑應答を爲し何れも熱心に研究せられた。

出席者氏名

- 玉川村長小室重之介、同助役海老根英之介、同書記野上潔、大場村書記三村市太郎、上野村書記萩谷景之、大賀村書記大森健太郎、鹽田村書記岡崎輝吉、山方村書記根本孫次、檜澤村書記岡崎四郎、小瀬村書記橋本信雄、野口村書記西村勝太郎、長倉村書記大森一之、八里村書記田澤壽隆、郷村書記青木金之介

會議事項

- 指示事項
△統計事務刷新改善に關する件△統計調査員の指導訓練に關する件△統計協會に

惠、同沼前村書記倉持操、同息栖村書記猿田政一

次いで總會に入り昭和八年度同郡統計事務研究會歳入歳出決算並昭和十年度同會歳入歳出豫算外四件に對し鬼澤副會長議案の詳細なる説明をなし滿場一致を以て議案全部を可決し更に會長より會務の報告あり和氣囂々の裡に午後零時三十分閉會した。出席者左の如し(縣統計課) 川崎課長、齋藤囑託 △郡統計事務研究會會長、中野村助役小澤清藏 同副會長鬼澤信一、夏海村關龍四郎、沼前村倉持操、巴村石田孝太郎、徳宿村高崎淳惠、諏訪村酒井守衛、銚田町石上誠 新宮村井川乙酉、上島村中根忠、白鳥村菅谷保一、大同村大崎健爾、波野村信田直胤、豊津村君和田源司、鹿島町正木雄 高松村木瀧徳三郎、息栖村猿田政一、輕野村山本政信、若松村菅野藤助、矢田部村長谷川伊助

鹿島郡統計主任會議

一月十五日午前十時三十分より鹿島

關する件
注意事項

- △統計報告製表上に關する件△家畜に就て△園藝農産物蔬菜及花卉の三に就て△蠶網に就て△菓製品に就て△木竹製品に就て△工場統計に就て△會社票に就て統計協會希望事項

多賀郡北部統計研究會

多賀郡北部産業統計事務研究會は一月廿二日多賀郡松原町元自治會館に開催、縣統計課より同郡擔任の成瀬屬が臨席した、この日は恰も臨時縣會の爲宮田會長不在で瀧副會長司會の下に開會され、同氏の開辭に次で成瀬屬より縣提出事項に依り指示及説明ありて後各町村持寄りの研究事項に付研究し更に本年統計協會より表彰せらるべき被表彰者の詮衡を行ひたる後統計事務に付座談的に懇談した、提出事項は左の通である。

□ 會議事項

指示事項

△統計事務刷新改善△統計調査員の指導
訓練△統計協會に關する件
注意事項

△報告期限の勵行△各表調査上について
△統計協會に對する寄稿、質疑、廣告の
募集、印刷物及雜誌代拂込等に關する件
△昭和十年度統計協會負擔金に關する件
質疑

質疑は別項統計質疑の欄に記載す

□ 出席者氏名

- 瀧千仞(南中郷) 佐藤進(松岡) 豊
- 田武門(高岡) 沼田至之(松原) 滑
- 川寅雄(磯原) 鈴木竹雄(華川) 二
- 田勘兵衛(大津) 本瀧知明(平瀧)
- 水野廉平(關本) 中郡常雄(關南)

結城統計事務所研究會

結城郡町村長會第四支部では一月十二日水海道町役場に於て本年最初の統計事務所研究會を開催、縣統計課より郡擔任の小泉屬が臨席、午前十時水海道

注意事項

- 一、報告期限の勵行に關する件
- 二、統計報告表製表上に關する件
- 三、耕地面積
- 四、食用農産物
- 五、家畜調査
- 六、園圃農産物蔬菜及花卉の三
- 七、蠶網
- 八、藁製品
- 九、木(竹)製品
- 十、工場

出席者

- (縣廳)小泉屬(水海道)小島久一郎
- (大生)廣瀬貞治 (三妻)船張二平
- (五箇)星野武 (豊岡)中島良平(菅原)大根惣次郎

指示事項

△統計事務刷新改善△統計調査員の指導
訓練△縣統計協會に關する件

◇ 統計調査員會狀況報告

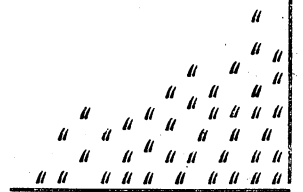
稻敷郡奥野村統計調査員會
 一、開催月日 昭和十年一月十日
 二、出席人員 六人(定員八人)
 三、協議事項 一、作付反別調査原簿の加除
 二、乙號收穫高調査決定
 稻敷郡柴崎村統計調査員會
 一、開催月日 昭和十年一月二十四日
 二、出席人員 十一人(定員十一人)
 三、協議事項
 1、一月二月中報告すべき各表の調査方法の注意提出期日の協定
 2、現住人口調査期日の決定及調査方法の注意(柴崎村限りの分)

昭和九年の米作

旱害・颱風・冷害

厭ふべき厄年

收穫高百九十二萬五千六十石



昭和九年は本縣の米作にとりてまことに厭ふべき厄年であつた、十年一月十八日統計課の發表するところによると、作付反別は十二萬二千六百五十七町七段で前年の作付反別に比し二千三十四町三段(〇割一分七厘)を増してゐるが前五ヶ年平均作付反別に比べると四千二百四十六町九段(〇割三分三厘)を減少した、而してその收穫高は百九十二萬五千六十石で前年に比べて十四萬四千八百九十九石(〇割六分八厘)、前五ヶ年平均收穫高に比し七萬二千四百二十二石(〇割三分六厘)の減少である、なぜこんなに收穫がへつたかといふに、九年の稲作は播種當時は天候順調にして晴天高温多く苗の生育も極めて良好であつたが移植の適期にいたるも依然晴天続きで降雨少く用水に不足を告げ局部的には旱害を蒙つたものや植付不能に陥つたものさへあつた、處が七月にはいと間もなく

天候一變して俄に冷氣となり低温寡照のために著しく發育を阻害され分蘗伸長共に少く、水稻の成育憂慮すべきものがあつた、この厭ふべき天候打續くこと約一ヶ月、八月月上旬になつて稍々回復し幾分作柄を見直したかと思ふと九月二十一日の颱風に遭うて甚大な被害があり、更にその後の天候は一層不順にして異常なる低温持續し、結實充分ならず、殊に山間部地方にあつては冷害甚だしいといふ米作にとつては最も悲觀すべき天候つゞきて水稻は前年に比し二十二萬六千三百三十石(一割二分一厘)の減收を示した、陸稻は幸ひ前年の如き大旱害を蒙ることもなく生育や順調に經過し前年に比し八萬五千六百四十一石(四割二分)の増收を示したが水稻が前記の如き不作のため結局水陸稻の計においては上記十四萬四百八十九石の減收を示すにいたつた。郡市別に示せば左の如し